

公益社団法人川崎西法人会 賛助会員規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、定款第 5 条に基づき、賛助会員の資格、権利義務等に関し必要な事項を定めるものとする。

(賛助会員)

第 2 条 本会の賛助会員たる資格を有する者は、本会の目的及び事業に賛同し賛助するために入会した者（定款第 5 条）で、個人、法人以外の団体、川崎西税務署管外に所属する法人（又は事業所を有する法人）をいう。

また、川崎西税務署管内に所在する本店・本社もしくは支店・営業所が複数ある場合で、主たる事務所以外が入会する場合は、賛助会員として入会できる。

(資格の取得)

第 3 条 本会の賛助会員になろうとする者は、理事会において定める入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会員の権利義務)

第 4 条 賛助会員は、本会の事業活動につき、その便宜を受ける権利を有するとともに、定款及び総会の決議に従う義務を有する。

(会員の権利の制限)

第 5 条 賛助会員は、本会の会長及び副会長に就任することはできない。

2 賛助会員は、総会における議決権を有しない。

(資格の喪失)

第 6 条 賛助会員は、次の各号のいずれか一に該当するに至ったときは、その資格を失う。

- (1) 退 会
- (2) 賛助会員である個人が死亡したとき
- (3) 賛助会員である団体が消滅したとき
- (4) 除 名

(退 会)

第 7 条 本会を退会しようとする者は、所定の退会手続により、任意に退会することができる。

(除 名)

第 8 条 賛助会員が次の各号のいずれか一に該当する場合には、理事会の決議により、除名することができる。

(1) 賛助会員としての義務の履行を怠ったとき

(2) 本会の名誉を毀損し又は本会の目的に反する行為があったとき

2 前項の規定により賛助会員を除名しようとする場合には、その会員に理事会で弁明の機会を与えなければならない。

(会 費)

第 9 条 賛助会員は、当会会費規程に則り会費を納入するものとする。

(改 廃)

第 10 条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

(その他)

第 11 条 この規程に定めのない事項については、定款を準用する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から改訂実施する。(会員の権利の制限変更)